

安田町住居確保応援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安田町補助金等交付規則（令和6年安田町規則第3号。以下、「規則」という。）第22条の規定に基づき、安田町住居確保応援奨励金（以下、「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本町への移住及び定住を促進し、人口維持・増加を図るため、新築住宅や中古住宅の取得、親世帯と同居するためのリフォーム等を実施する若者・子育て世帯等に対して、予算の範囲内で奨励金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 定住のため安田町に転入することをいう。
- (2) 定住 転勤・就学その他一時的な居住ではなく、自らが永住の意思を持ち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する安田町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とし居住することをいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供する建築物で、トイレ、台所、浴室及び就寝が可能な部屋を備える住宅をいう。
- (4) 新築住宅 自己の居住の用に供するため、新たに建築する住宅であって、過去に居住の用に供されていないものをいう。
- (5) 建売住宅 自己の居住の用に供するため、新たに購入をする住宅であって、過去に居住の用に供されていないものをいう。
- (6) 中古住宅 自己の居住の用に供するために新たに購入をする住宅であって、過去に居住の用に供されていた住宅をいう。
- (7) 転入 町外から町内に住民票を移転し、同地に居住することをいう。
- (8) 若者夫婦世帯 申請者及びその配偶者のみの世帯で、ともに申請時点で39歳以下である世帯をいう。
- (9) 子育て世帯 申請時に18歳未満である子がいる世帯をいう。
- (10) 親世帯 本奨励金の対象者の親世帯をいう。
- (11) 同居 本奨励金の対象者と親世帯が同一の住宅に住所を有し、定住すること。ただし、本奨励金の対象者と親世帯が別世帯でも同居とみなす。
- (12) リフォーム（2世帯化） 親世帯と同居するために必要な居住部分の改修又は居住部分の増築をいい、外装・内装工事、建具工事、各種設備工事、水回り改修などを行うものに限る。
- (13) 建替え 既に町内に申請者又はその配偶者名義の住宅があり、その住宅を取り壊す、又は他の者へ売り渡すか、若しくは賃借して住ませ、新たに新築住宅を建築又は建売住宅を購入することをいう。
- (14) 買替え 既に町内に申請者又はその配偶者名義の住宅があり、その住宅を取り壊す、又は

他の者へ売り渡すか、若しくは賃借して住まわせ、新たに中古住宅を購入することをいう。

(交付対象者及び奨励金交付額等)

第4条 奨励金の交付対象となる者（以下、「交付対象者」という。）及び奨励金交付額等は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付要件等)

第5条 奨励金の交付要件等は、別表第2に定めるとおりとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 申請者は、安田町住居確保応援奨励金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により奨励金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、奨励金の交付を決定し、安田町住居確保応援奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 町長は、前項の規定より交付の申請の内容を審査した結果、不適当であると認めたときは、不交付の決定を行うこととし、理由を付して書面により通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた申請者は、奨励金事業の実施年度の3月31日までに安田町住居確保応援奨励金交付請求書（様式第3号）により奨励金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による奨励金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、申請者に奨励金を交付する。

(決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第7条の規定による奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が奨励金の取消が相当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、安田町住居確保応援奨励金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、奨励金事業の

取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、安田町住居確保応援奨励金返還命令書（様式第5号）により、当該奨励金を返還すべき者に通知し、奨励金の交付決定日以降の経過年数により別表第3に定める金額の返還を命ずることができるものとする。

- （1） 奨励金の交付を受けた者及びその世帯員の全部が、交付決定の日から起算して5年以内に転出し、又は奨励金の交付の対象住宅を交付決定の日から5年以内に取壊し、譲渡し、貸し付け、交換したとき。
 - （2） 申請書及び添付書類に虚偽の事項の記載があったとき。
 - （3） 交付決定者及び同一世帯の者が、安田町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したとき。
 - （4） その他町長が奨励金の交付が適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定に関わらず、交付決定者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（遂行状況の報告等）

- 第11条 町長は、交付決定者が対象住宅に居住していることを確認するため、奨励金交付決定日から5年を経過しない間、交付決定者を対象として住民基本台帳等により、居住状況を随時確認することができるものとする。
- 2 町は前項の規定による調査により、疑義のある場合は、対象住宅の訪問及び交付決定者との面談を行い実態の確認を行うものとする。

（委任）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、交付の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	適用
交付対象者	次の各号のいずれかの世帯に該当する者で、申請者及び同一世帯全員が奨励金交付決定日から 5 年以上定住する意思があること。 （１）34 歳以下の単身世帯 （２）若者夫婦世帯 （３）子育て世帯 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付の対象としない。 （１）申請者及び同一世帯（親世帯との同居の場合は、親世帯も同一世帯とみなす。以下同じ。）の者が既にこの奨励金の交付を受けている場合 （２）申請者及び同一世帯の者が県税及び市町村税を滞納している場合 （３）申請者及び同一世帯の者が安田町暴力団排除に関する規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当する場合
奨励金交付額	1 住居確保支援 （１）町内に住宅を新築又は建売住宅を購入して居住する場合 1,000 千円 （２）町内にある中古住宅を取得して居住する場合 500 千円 （３）親世帯と同一の住宅に住所を有し、リフォーム（２世帯化）して居住する場合 1,000 千円 2 引っ越し支援 （１）町外から町内の民間賃貸住宅へ引っ越しする場合 300 千円
奨励金加算額	上記「1 住居確保支援」の項目について申請する者で、以下に該当する場合は、それぞれ 500 千円を奨励金額に加算する （１）新婚世帯（婚姻後 1 年以内に限る。）又は子育て世帯（18 歳未満の者を扶養している世帯） （２）町外からの移住者

別表第 2（第 5 条関係）

事業区分	交付要件
1 住居確保支援	
（１）町内に住宅を新築又は建売住宅を購入して居住する場合	交付対象者のうち、下記各号の全てに該当すること。 （１） 町内に新築住宅（登記簿上の年月日が令和 7 年 4 月 1 日以降のものに限る。）を建築又は建売住宅を購入し、交付申請日までに住宅の所在地に住民票を移していること。 （２） 新築住宅又は建売住宅は申請者の名義（共有含む）であること。 （３） 別荘、賃貸住宅又は既存住宅の増築によるものではないこと。 （４） 建替え及び公共事業による移転ではないこと。 （５） 新築住宅にあつては、登記簿上の建築年月日から 1 年以内に申請すること。建売住宅にあつては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項の検査済証の発行年月日から 1 年以内に交付申請すること。
（２）町内にある中古住宅を取得して居住する場合	交付対象者のうち、下記各号の全てに該当すること。 （１） 町内にある中古住宅を取得し、交付申請日までに住宅の所在地に住民票を移していること。 （２） 取得した住宅は申請者の名義（共有含む）であること。 （３） 3 親等以内の親族が所有する住宅の取得ではないこと。 （４） 別荘、賃貸住宅又は既存住宅の増築によるものではないこと。 （５） 買替え及び公共事業による移転ではないこと。 （６） 住宅の売買契約締結日から 1 年以内に交付申請すること。
（３）親世帯と同一の住宅に住所を有し、リフォーム（2 世帯化）して居住する場合	交付対象者のうち、下記各号の全てに該当すること。 （１） 親世帯と同居するために、町外から転入した者。 （２） 親世帯と同居するために住宅をリフォーム（2 世帯化）し、交付申請日までに住宅の所在地に住民票を移し、親世帯と同居していること。 （３） 居住しようとする住宅が申請者又はその配偶者もしくは同居しようとする親世帯の者の名義であること。 （４） 別荘、賃貸住宅ではないこと。 （５） 親世帯と同居する住宅をリフォーム後、当該住宅の住所地に転入してから 1 年以内に交付申請すること。

2 引っ越し支援	
(1) 町外から町内の民間賃貸住宅へ引っ越しする場合	交付対象者のうち、下記各号の全てに該当すること。 (1) 交付要綱制定日以降、町外から町内へ転入し、町内の民間賃貸住宅へ引っ越しを行った者で、交付申請日までに住宅の所在地に住民票を移していること。 (2) 安田町地方創生移住支援事業補助金の受給対象者でないこと。 (3) 3親等以内の親族が所有する民間賃貸住宅への引っ越しでないこと。 (4) 民間賃貸住宅の住所に転入した日から半年以内に交付申請すること。

別表第3（第10条関係）

区分	返還額
第10条第1項第1号に該当するとき	交付決定の日から起算した日数が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める額 (1) 1年未満 交付を受けた奨励金の全額 (2) 1年以上2年未満 交付を受けた奨励金の5分の4の額 (3) 2年以上3年未満 交付を受けた奨励金の5分の3の額 (4) 3年以上4年未満 交付を受けた奨励金の5分の2の額 (5) 4年以上5年未満 交付を受けた奨励金の5分の1の額
第10条第1項第2号から4号までに該当するとき	交付を受けた奨励金の全額